

介護職員処遇改善の経過措置対応について

平成24年3月末時点で介護職員処遇改善交付金の承認を受けている事業所については、平成〇年〇月までの間、平成24年3月31日時点の交付金の届出内容を平成24年4月1日時点の介護職員処遇改善加算の届出内容とみなす経過措置を設ける。具体的な読み替えは以下のとおり。都道府県は、介護職員処遇改善加算の項目に、以下の内容を反映した事業所異動連絡票情報を国保連合会へ確実に送付すること。

A. 事業所台帳情報 (処遇改善情報) (2012/3/31 時点で最新の情報を参照)		B. 事業所異動連絡票	
最新の情報の 異動年月日	キャリアパス対応の状況	異動年月日	項番 146 介護職員処遇改善加算
2009/10/01 ～2010/09/30	未設定	2012/4/1	4 : 加算Ⅲ (80%)
	1 : 減額なし		
	2 : 10%減算 (キャリアパス要件)		
	3 : 10%減算 (定量的要件)		
	4 : 20%減算		
2010/10/01～	未設定	2012/4/1	4 : 加算Ⅲ (80%)
	1 : 減額なし		2 : 加算Ⅰ (100%)
	2 : 10%減算 (キャリアパス要件)		3 : 加算Ⅱ (90%)
	3 : 10%減算 (定量的要件)		3 : 加算Ⅱ (90%)
	4 : 20%減算		4 : 加算Ⅲ (80%)
処遇改善情報がない場合		2012/4/1	1 : 無し (加算を算定できない)
2012/3/31 時点で処遇改善情報が終了している場合		2012/4/1	1 : 無し (加算を算定できない)